平成２９年（再ロ）第９号
沖縄県浦添市西原４丁目34番３－203号
コーポ日の出
再生債務者　髙橋　　渡
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月10日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月24日から平成29年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（再ロ）第１号
富山県射水市加茂中部1261番地
再生債務者　人見　俊彰
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月12日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月26日から平成29年11月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（再ロ）第７号
北九州市若松区北湊町５番45―1402号
再生債務者　鯉川　　浩
1　決定年月日時　平成29年９月14日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月12日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月19日から平成29年10月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（再ロ）第１５号
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目23番地12　瀬谷ハイツ201
再生債務者　玉城　　誠
1　決定年月日時　平成29年９月15日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月13日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月27日から平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第２号
広島県福山市春日池１番８号　フローレンス春日202
再生債務者　藤田　　圭
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年10月13日まで
4　一般異議申述期間　平成29年10月20日から平成29年11月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第３号
熊本市南区城南町藤山3366番地７
再生債務者　山野　眞義
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年８月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年９月29日まで
平成29年９月15日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（再ロ）第１号
山形県村山市駅西21番20号
再生債務者　片桐　博行
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年８月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年10月６日まで
平成29年９月15日　　山形地方裁判所民事部

平成２９年（再ロ）第３４号
大阪市大正区千島２丁目４番２―807号
再生債務者　片岡　　弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年８月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年10月12日まで
平成29年９月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第６号
堺市南区原山台４丁８番６－202号
再生債務者　進　　一樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年９月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年10月12日まで
平成29年９月14日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年９月12日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。
平成 29 年９月 26 日
大阪府大阪市中央区南船場４丁目９番５号
西部工業用ゴム製品卸商業厚生年金基金
代表清算人　加藤　公三

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年９月12日をもって清算結了の承認を受けましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき公告します。
１．代表清算人氏名　加藤　公三
２．住所　兵庫県芦屋市潮見町30番９号
平成 29 年９月 26 日
大阪府大阪市中央区南船場４丁目９番５号
西部工業用ゴム製品卸商業厚生年金基金

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年９月12日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成 29 年９月 26 日
大阪府大阪市西区靱本町２丁目７番４号シヅカビル４階
西日本室内装飾厚生年金基金
代表清算人　小坂田達朗

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年９月12日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。
１．代表清算人氏名　小坂田達朗
２．住所　大阪府大阪市西区靱本町２丁目７番４号シヅカビル４階
平成 29 年９月 26 日
西日本室内装飾厚生年金基金

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年９月12日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。
平成 29 年９月 26 日
福岡県福岡市東区箱崎ふ頭６丁目７番16号
福岡県自動車整備振興会館２階
九州自動車整備厚生年金基金
代表清算人　川上　清記